

## I 公職選挙法改正提言骨子案（未定稿）

坪郷 2016.10.24

### (1) 本中間答申における改正案要旨

(共通記述) 略

#### 選挙運動期間の廃止

## II 公職選挙法改正提言本文

### (1) 改正提言要綱

#### 1) 選挙運動期間の廃止

##### 1 現行法の歴史的な経緯

1889年の衆議院議員法では、選挙運動の方法（投票所内における運動を禁止するのみ）や選挙運動費用について、制限を設けていない。普通選挙法までは、明治憲法第45条、衆議院議員法第28条に基づく勅令、議院法第一条により、選挙運動期間は30日から110日までの期間で実施された。

1925年普通選挙法において、初めて「議員候補者、選挙事務長、選挙委員又は選挙事務員にあらざれば、選挙運動をなすことを得ず。但し、演説又は推薦状による選挙運動はこの限りにあらず。」の規定が置かれ、事前運動禁止の規定が設けられた。しかし、この本文と但書きとの関係の解釈についての議論が分かれたため、さらに「選挙期間中であると否とを問わず常時選挙運動が行われることによる選挙運動費用の増加を避け、常時の選挙運動の規制の困難による不正行為の発生を抑えるという理由」（改訂新版『公職選挙法逐条解説』政経書院、1970（初版1957年）、560-561頁）から、1934年衆議院議員選挙法第95条の2、第96条で、立候補届け出前の一切の選挙運動を禁止する規定が設けられた。

第二次世界大戦後、1945年に衆議院議員選挙法が改訂され、男女普通選挙制度が確立したが、上記の事前運動禁止は引き継がれた。さらに、各選挙法を一本化した公職選挙法にも引き継がれた。当初、選挙運動期間は、衆議院議員、参議院議員、知事、都道府県議会議員30日、指定都市の長、指定都市の議会議員、一般市の長、一般市の議会議員、町村長、町村議会議員20日であった。しかし、表のように、1951年から9回にわたって、選挙運動期間は短縮され続けている。

表 選挙運動期間の変遷

	1950	1951	1952	1956	1958	1961	1969	1983	1992	1994
衆議院議員	30日		25		20			15	14	12日
参議院議員	30日			25		23		18	17	17日
知事	30日		25					20	17	17日
都道府県議会議員	30日	20		15			12	9		9日
指定都市の長	20日							15	14	14日

指定都市の議会議員	20日			15			12	9		9日
一般市の長	20日		15	10				7		7日
一般市の議会議員	20日		15	10				7		7日
町村長	20日		10	7				5		5日
町村議会議員	20日		10	7				5		5日

出所：参議院総務委員会調査室『選挙制度関連資料 平成19年版』

## 2 現行法の概要／問題点／改革課題

これまで法律の明文規定なしで、選挙運動と政治活動の区別が行われ、公職選挙法で選挙運動期間を定め、選挙運動期間前の事前運動を禁止している。選挙運動と政治活動の区別については、大審院判決(1928年1月24日)、最高裁判決(1963年10月22日、1977年2月24日)などにより通説とされている「特定の選挙について、特定の候補者に当選を得させるため、投票を得若しくは得させる目的をもって、直接又は間接に必要かつ有利な行為をすることをいう」という解釈のみがある。これは抽象的規定であり、両者の区別は自明ではなく、具体的な事例毎の判断になっている。また事前運動と他の政治活動を区別することも、実際には非常に困難であり、警察庁による警告数に比べても検挙率は僅かである。これに対して、政治活動は、公選法上「政治上の目的をもって行われる諸行為から選挙運動を除いたもの」と規定し、政治活動とは「政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、若しくはこれを反対することを目的として行う直接間接の一切の行為」を指す(東京都選管『政治団体の手引き』2012年)とみなされている。

公職選挙法は選挙運動の始期を立候補届け出の日とし、それ以前の事前運動を禁止している。事前運動の禁止が選挙法上明文により規定されたのは、1934年衆議院選挙法の改正である。この時の理由として、「選挙期間中であると否とを問わず當時選挙運動が行われることによる選挙運動費用の増加を避け、常時の選挙運動の規制の困難による不正行為の発生を抑えるという理由」((改訂新版『公職選挙法逐条解説』政経書院、1970(初版1957年)、560-561頁))が挙げられている。

公職選挙法成立以来、9度にわたって選挙運動期間は短縮された。その理由として、「選挙費用の縮減の見地」(1952年8月公職選挙法改正要旨、自治省選挙部編『選挙法百年史』第一法規、1990年、35頁)、「各候補者の選挙運動を能う限り同時にスタートせしめることとして無用の競争を避けたいという考え方」(改訂新版『公職選挙法逐条解説』政経書院、1970(初版1957年)、560-561頁)、選挙カーなど騒音の問題などがあげられている。

選挙運動期間が規定され、各種選挙毎に選挙運動期間は違い、たびたびの改定により、1950年公職選挙法成立時の国政と都道府県レベルの選挙30日、市町村自治体レベル20日から大きく短縮されてきた。しかし、選挙運動期間の短縮が、選挙費用の縮減になったという議論は聞こえてこない。むしろ、このように選挙運動期間が規定され、選挙運動期間が短いことにより、政権党・既存の政党・現職議員は、選挙前の政治活動を通じて圧倒的

に有利であり、事前運動のできない新しい政党や新人候補者は不利な条件を強いられている。上記であげられている選挙運動期間の規定と期間短縮の理由は、政権党・既存の政党・現職議員に有利な理由付けである。

選挙運動期間を規定することにより、関連して、選挙の主体を候補者と選挙運動員に限定して詳細な規定が設けられている。そのため、そもそも選挙の主体である市民が、自由に選挙運動を行うことが、制限・規制されてきた。

アメリカ合衆国、ドイツ、イギリス、イタリア、カナダなどでは、選挙運動期間の規定はない。フランスは、選挙期間はあるが、事前運動は禁止されていない。市民、候補者などの選挙運動の自由が保障されている。

### 3 あるべき姿／目指す目標／抜本的法改正

#### 3.1 抜本的法改正の内容

市民が自由に参加できる選挙にするために、選挙運動期間の規定を定めず、事前運動と選挙運動の区別をなくし、選挙運動を自由にする。

なお、選挙手続きとしては、立候補者の届け出の日程の規定が必要である。各選挙の任期満了・解散などによる選挙期日については、「第五章選挙期日」の見直しを行い、別途規定する。

公職選挙法の「第十三章選挙運動」、「第十四章選挙運動に関する収入および支出並びに寄付」、及び第十六章罰則の関連条文を削除する。

#### 3.2 抜本的法改正が実現した場合の効果

第一に、選挙主体である市民が、自由に選挙運動を行い、積極的に選挙に参加する機会を作ることを可能にする。第二に、政権政党と野党、既存政党と新しい政党・政治グループ、現職議員・前議員・新人候補者、運動員などそれぞれが公正な機会を獲得し、自由な選挙運動を行うことができる。

選挙運動期間の規定は、様々な選挙運動規制、公営選挙と直接に関係しており、選挙運動期間の廃止は、これらの抜本的改革の道を切り開くことになる。